

深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る 公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託の受託候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

受託候補者の選定は、別表に定める選考委員による書面審査で行う。

選考委員による書面審査は、次のとおり行うものとする。

(1) 書面審査

① 審査方法

本プロポーザル参加事業者から提出された書類（企画提案書等）の内容について、選考委員による書面審査を行う。

1事業者につき1評価者の持ち点を100点とし、選考委員全員の合計得点を100点換算したものをその事業者の評価点とする。評価点が上位の者から、受託候補者1者、次席者1者を選定する。なお、審査は全て非公開とする。

② 審査基準

評価項目、配点等を示した審査基準は、別紙「書面審査基準」のとおりとする。

ただし、審査の結果、評価点が60点に満たない者は選定の対象としない。

③ 評価

ア 別紙「書面審査基準」の各評価項目は、以下の4段階の視点で採点を行う。

その項目において、内容が「特に優れている」と判断したもの	5点
その項目において、内容が「優れている」と判断したもの	4点
その項目において、内容が「やや難がある」と判断したもの	2点
その項目において、内容が「適当でない」と判断したもの	1点

イ 別紙「書面審査基準」の各評価項目は、「重要度・要求度」を勘案して、1評価者の得点が最高で100点になるよう、アの4段階評価に調整率を掛けたものとする。

④ 評価点が同点の場合の取扱い

審査の結果、評価点が同点の者が複数いた場合、選考委員による協議の上、順位を決定する。

⑤ 審査対象者が1者の場合の取扱い

審査対象者が1者のみであっても審査を行い、受託候補者の特定の可否を決定する。

(別表)

職 名
企画財政部長
企画財政部次長（企画担当）
企画課長
財政課長
企画課長補佐

書面審査基準

No	評価項目	評価の対象	4段階評価				調整率	配点
			1	2	4	5		
1	寄附見込企業に対する働きかけの方法は、深谷市が実施する地方創生事業の特徴、強みを踏まえ、効果的かつ現実性のあるものとなっているか。	企画提案書 【提案項目1】	1	2	4	5	×6	30
2	制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制や個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制が整っているか。	企画提案書 【提案項目2】	1	2	4	5	×4	20
3	提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。	企画提案書 【提案項目3】	1	2	4	5	×2	10
4	自治体や企業における類似業務の受注実績があるか。	寄附金額 (業務実績調書 (様式3)の 寄附金額の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金額が2,000万円以上の者は20点とする。 ・寄附金額が1,500万円以上2,000万円未満の者は15点とする。 ・寄附金額が1,000万円以上1,500万円未満の者は10点とする。 ・寄附金額が500万円以上1,000万円未満の者は5点とする。 ・寄附金額が500万円未満の者は2点とする。 				20	※4段階評価及び調整率は適用外。
5	見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。	受託料率 (参考見積書 (様式4)の 受託料率)	<ul style="list-style-type: none"> ・受託料率が5%以下の者は20点とする。 ・受託料率が5%を超え、10%以下の者は10点とする。 				20	※4段階評価及び調整率は適用外。
合計点								100